

健健安第 1975 号

令和 4 年 6 月 29 日

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 田畑 和夫

令和 4 年度 新型コロナウイルス感染症 患者受入医療機関支援事業について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
令和 2 年 11 月に事業を開始しました「新型コロナウイルス感染症 患者受入医療機関支援金」につきまして、令和 4 年度 7 月～9 月（※）も事業を継続しますのでお知らせいたします。

つきましては、別紙の事業説明資料をご確認ください。

※事業期間は、令和 4 年 9 月分の行政検査の検査実績までとなります。

令和 4 年 10 月分以降については、現時点では未定です。

添付資料

令和 4 年 7 月～9 月分までの 新型コロナウイルス感染症 患者受入医療機関支援事業について

担当：横浜市健康福祉局健康安全課
城内、古川（電話 671-2445）

**令和4年7月～9月分までの 新型コロナウイルス感染症
患者受入医療機関支援事業について**

本市では、より多くの市民の皆様が身近な場所でPCR検査等を受けられるよう、横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター等による医療機関紹介を実施しています。これに伴い、ご協力をいただいている医療機関を対象として、令和4年度についても、検査実績に応じた支援金の支給を行います。

1 対象となる医療機関

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンターや区役所等への相談に対して、PCR検査等行政検査を実施可能な医療機関として紹介（※）することに同意をいただいている医療機関

※かかりつけ患者のみを対象とする医療機関は、本支援金の対象外となります。

2 支援金の支給方法

(1) 支援金の対象

ア 医療機関の紹介を開始した日が属する月の翌月分（※1）から令和4年9月分まで（※2）の行政検査を対象とします。

※紹介開始日が月の初日（1日）の場合は、当月分の検査実績から対象とします。

※令和4年10月分以降の支援金については、別途お知らせいたします。

イ 行政検査として実施したすべてのPCR検査、抗原検査が対象です。

※本市が紹介した方の検査だけでなく、行政検査として実施したすべての患者（但し、入院患者を除く）の検査を対象とします。

(2) 支給の流れ

本市が、審査支払機関（国保連、支払基金）から支援金算定対象月の診療報酬請求の情報提供を受け、検査実人数を確認します。その人数に応じた金額を算出し、原則として2か月分をまとめて、各医療機関が指定する口座に本市から振り込みます。

【参考：支援金のスケジュール】

支援金算定対象月	本市での診療報酬請求情報の確認 (国保連・支払基金)	支援金の支払い (目安)
令和4年7月	9月	10月
8月	10月	12月
9月	11月	

3 支援金の金額

検査実人数に応じた金額となります。

具体的には、1か月あたりの検査実人数が21人から40人までは月10万円、それ以降、20人増えるごとに月5万円ずつ支給額が増加します。ただし、101人以上の場合は一律月30万円の支給となりますのでご了承ください。

【参考】支給金の金額について

1か月あたりの検査実人数	支給額/月
0～20人	—
21～40人	10万円
41～60人	15万円
61～80人	20万円
81～100人	25万円
101人～	30万円

4 対象医療機関へのお知らせ

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター等からの紹介を開始した医療機関には、事業の説明文を個別に送付します。その際に、支援金の振込先を把握するため、口座振替依頼書等も同封しますのでご確認ください。

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市健康福祉局健康安全課

(患者受入医療機関支援事業について)

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業担当

電話：045-671-2445

Email：kf-per@city.yokohama.jp

(医療機関紹介・コールセンターについて)

新型コロナウイルス感染症コールセンター担当

電話：045-671-2463